

松前町公共建築物における木材の利用に関する方針の変更概要について

1 町方針の位置付けについて

町の「松前町公共建築物における木材の利用に関する方針」（以下「町方針」という。）は、平成 22 年度に国が「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」（以下「国基本方針」という。）を策定し、それを受けて同年度に県が「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」（以下「県方針」という。）を策定したことにより、特に公共建築物を対象とした木材の利用方針に関する方針として位置付けて策定したものの。

2 町方針の変更の内容について

法律改正、国基本方針及び県方針に即して町方針を変更。

なお、主な変更点は以下のとおりとする。

- 木材の利用推進の範囲が公共建築物から建築物一般に拡大したことから、題名を「松前町公共建築物における木材の利用に関する方針」から「松前町建築物における木材の利用に関する方針」へ変更。
- 町方針の構成を県方針と容易に比較するため、県方針の構成へ変更。
- 「建築物における木材の利用の促進の基本的方向」を県方針に合わせて追加したため、各主体による取組内容を追加。
- 「建築木材利用促進協定制度」が新たに創設され、町も対象になる可能性があるため、「建築木材利用促進協定制度」についての項目を追加。
- 町が整備する公共建築物の木造化・木質化に当たっては、CLT（直交集成板）等新たな木質部材の活用を検討するよう規定。
- 木材供給者等はクリーンウッド法に基づく合法伐採木材等の円滑な供給を図る旨を規定。
- 環境への負荷低減のため、町が整備する公共建築物において利用する木材のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについてはグリーン購入法第 6 条第 1 項の環境物品等の調達に関する基本方針に示された判断の基準を満たすこと目標とするよう規定。
- 建設コストの適正な管理を図るため公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項を追加。